

法人ニュース胆江

第37号 令和7年1月



2024年 第25回 小学生による税のポスター展 金賞作品
奥州市立姉体小学校 6年 上野 柚寧 さん

新入会員を募集中!!

経営に差がつく! 税の知識が身につく!

人脈がひろがる! 社会に貢献する!

法人会は、70年を超える歴史を有し、
全国約75万社が加入する団体です。
随時、新入会員を募集しておりますので、
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、
ご紹介お願いいたします。



胆江法人会事務局 (TEL: 24-3141)

詳しくは事務局又は、ホームページで!

公益社団法人 胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢東町4

TEL 24-3141 FAX 24-3148

URL <http://www.tankou.jp>

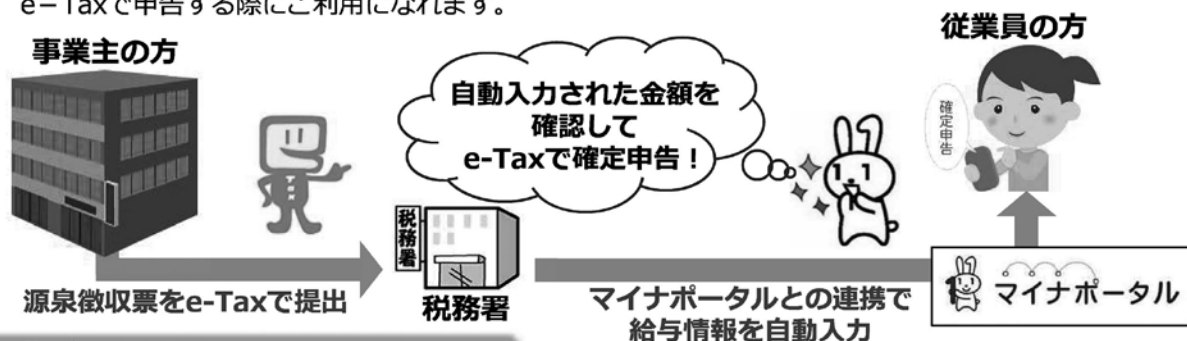
Mail info@tankou.jp

税務署からのお知らせ

事業主の皆さまへ/ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます!

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用して
e-Taxで申告する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出※された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
※eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用する場合を含みます。詳しくは、裏面の「eLTAXで市区町村と税
務署へ一括して作成・送信も可」をご覧ください。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超える
もの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、
自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・
不備が無いようご注意ください。**

! 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます!

! e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト (WEB版) のご利用方法

※画面は令和 6 年 5 月下旬以降のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

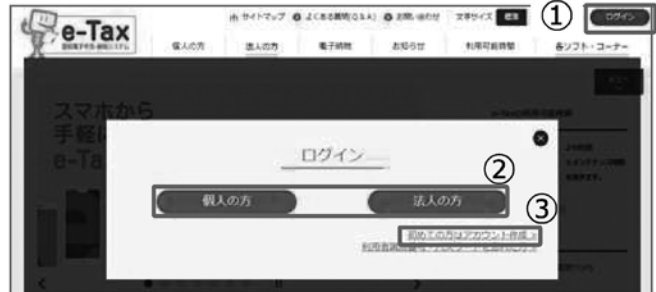
STEP ① e-Taxソフト(WEB版)へログイン

➤ e-Taxホームページへアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)

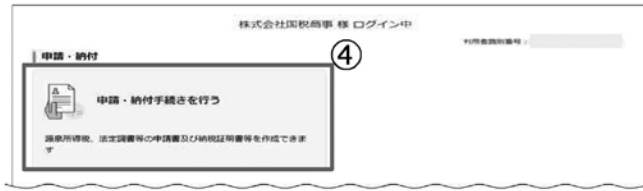
➤ 右上部①「ログイン」を押下

➤ ②「個人」または「法人」のいずれか該当する方を選択し、ログイン

※ e-Taxを初めて利用する方は、③からアカウントの作成等を行ってください。
利用に当たって、詳しい内容は、e-Taxホームページをご覧ください。



➤ ログイン後、④「申請・納付手続きを行う」から、給与所得の源泉徴収票の作成を行います。



STEP ② 給与所得の源泉徴収票の作成・提出

【1 件別に入力する】

源泉徴収票を 1 件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成した CSV ファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。
法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフト PCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。



(eLTAXホームページ)

小学生による税のポスター展

青年部会の租税教育事業、第25回小学生による税のポスター展が、11月の税を考える週間にあわせて行われました。胆江管内の小学校6年生による123点の作品がみずさわ観光物産センター Zプラザアテルイ2階に展示されました。

水沢税務署長をはじめとする審査員が選考し、優秀作品を表彰しました。金賞は姉体小学校の上野柚寧さんが受賞し、このほど岩渕青年部会長が同小学校を訪れ、賞状と記念品を授与いたしました。



受賞した姉体小学校の児童

銀賞 佐倉河小学校 安倍 かのんさん



銅賞 佐倉河小学校 佐々木 凜さん



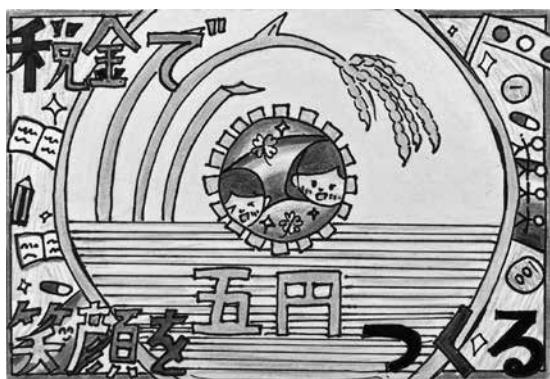
銅賞 姉体小学校 岩渕 来美さん



税に関する絵はがきコンクール

女性部会の租税教育事業、第17回税に関する絵はがきコンクールが行われ、胆江管内の小学校6年生より過去最多の393点の応募がありました。10月に水沢税務署長と奥州市教育委員会指導主事、当会女性部会役員での審査を行い入賞者を選出いたしました。また、同月に岩手県法人会連合会での審査、12月に東北六県法人会連合会での選考が行われ当会からの作品もめでたく受賞いたしました。

絵はがきの作品は、1月にスーパーマーケットサンエーに展示されます。



岩手県法人会連合会 会長賞
第一小学校 及川 心結さん

東北六県法人会連合会優秀賞
常盤小学校 佐藤 柚菜美さん



水沢税務署長賞 衣里小学校 小野寺 寧音さん

行動する法人会

税制改正の提言活動

11月27日、全国法人会総連合で決議された「令和7年度税制改正に関する提言」を、国會議員及び地方自治体へ、佐藤会長と菊地専務理事が訪問し提出しました。税・財政改革のあり方や経済活性化と中小企業対策についてなど提言を行いました。

【提出先】

◇国會議員

小沢一郎衆議院議員（当会担当）

◇地方自治体

奥州市長、奥州市議会議長

金ヶ崎町長



奥州市議会議長へ（右）



金ヶ崎町税務課長へ（右）



奥州市税務課長へ（左）

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

**納税には
ダイレクト納付が便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

**所得税など個人の確定申告書を
作成される方へ**

～確定申告はご自宅から
マイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成
コーナー」を利用すれば、スマート
フォンやパソコンで申告書を
作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナン
バーカード読取対応スマートフォン(又は、ICカード
リーダライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、
自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与
情報や控除証明書等のデータが自動入力でき、
申告書の作成がさらに便利になります。

作成コーナーはこちら

マイナポータル連携の詳細はこちら




**e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税
の申告をするとこんなメリットが!**

添付書類の
提出省略 (注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ
イータックス  検索

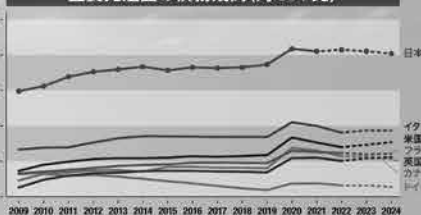


「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を!



中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。

主要先進国の債務残高(対GDP比)



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事

令和7年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

・本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
・こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳入改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず簡より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
・今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感の程度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者間に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

法人会とは

公益財団法人
全国法人会総連合

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

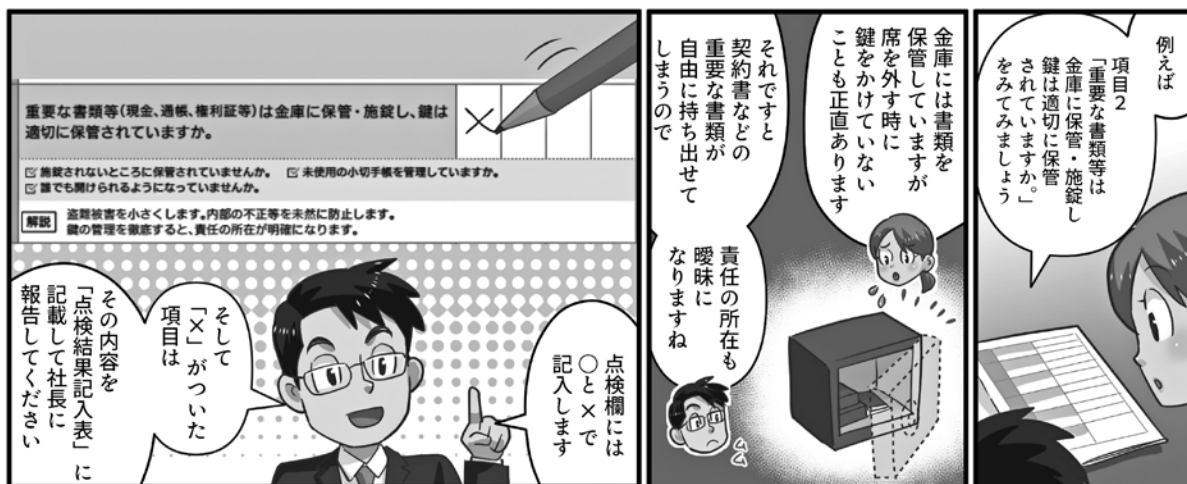


マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 新設法人編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



胆江法人会

TEL 0197-24-3141

URL <http://www.tankou.jp>法人会自主点検
チェックシートは
こちら

【実践税務調査】 交際費等と寄附金等の損金算入時期

税理士 牧野 義博

調査は販売費・一般管理費の内容確認に入りました。

調査官 期末に計上のある仮払金の内容を説明してください。

担当者 すいません。営業担当から期末に得意先接待の費用が必要であるとの要請に基づき、とりあえず必要と思われる金額を仮払金として支出しました。

調査官 得意先の接待は事業年度内に行われたのですか。

担当者 はい。

調査官 その証拠書類を見せてください。

担当者 その時の領収書と参加者メモが残っています。

調査官 これは交際費となりますので仮払金を否認し、交際費を認容した上で交際費の損金不算入額の再計算を行ってください。なお、従来、交際費の範囲から除外される飲食費の金額基準が5000円でしたが、令和6年4月1日以後に支出する飲食費であれば、一人当たり10000円に引きあげられていますので注意してください。

担当者 ついすっかり期末の交際費への振替処理を忘れてしまいました。

調査官 それでは期末から翌期2か月後までに届いたクレジット利用代金明細書を見せてください。

担当者 何か問題でもありますか。

調査官 明細書によると事業年度内に利用された中に、飲食店と思われる企業名がありますね。比較的高額な金額ですが、これは何ですか。

担当者 それは当社にとって重要な取引先の役員接待に使ったものです。

調査官 会計処理はどうされましたか。

担当者 明細書の届くのが遅かったので経理処理はまだ行っていません。

調査官 交際費の損金算入時期は、接待、供応等の行為があった時をいいますので仮払い未払いを問いません。従って、クレジットの決済が事業年度後であっても、接待、供応等は調査対象事業年度に行われていますので、交際費として認容した上で損金不算入の額の再計算を行うことになります。ほかにも、まだ期末の仮払金残高の中に多額の金額が残っていますので説明願います。

担当者 子会社の中で資金繰りが危うくなってきたものが数社ありましたので、支援金として支出をしたものです。

調査官 事業取引がある会社ですか。

担当者 いいえ、出資のみです。

調査官 子会社とは金銭消費貸借契約書を締結していますか。

担当者 とても返してもらえる状態ではありませんでしたので契約の締結はありません。

調査官 なぜ仮払金のままで残されたのですか。

担当者 社内で貸付にするか金銭供与にするか議論をしたのですが、期末ギリギリで金銭供与と決まったため、経理処理が間に合わず、結果として未処理となってしまいました。

調査官 臨時取締役会の議事録では、子会社への資金供与となっていますね。子会社は事業関係者とは認められないので、仮払金を寄附金と認定します。

<まとめ>

交際費の損金算入時期は、接待等の行為の事実があった時点であり、寄附金の損金算入時期は、寄附金として支払った事業年度において支出したものとそれぞれ損金算入限度額の計算をします。



【筆者紹介】牧野義博（まきの・よしひろ） 東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

納税表彰

佐藤会長

財務大臣表彰を受彰

多年にわたり、団体の活動を通じ申告納税制度の発展と納税思想の高揚に貢献されたとして、栄えある納税表彰を受彰しました。

佐藤会長が納税表彰の最高位である財務大臣表彰を、また、小澤理事と柏山理事が水沢税務署長表彰を受彰しました。

誠にありがとうございます。
今後ますますのご活躍をご祈念いたします。

財務大臣表彰

日時 11月12日(火)

場所 (株)水沢農業

受彰者

会長 佐藤 剛氏

(株)水沢農業

水沢税務署長表彰

日時 11月11日(月)

場所 プラザイン水沢

受彰者

理事 小澤 賢氏

(有)小沢興業

理事 柏山 修治氏

(有)カーシー



小澤理事(中央)、柏山理事(右)



佐藤会長



Business Guard

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション

AIG

AIG 損保



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災(業務災害総合保険)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト(総合事業者保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険	オールスターズ ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)
火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険・財物損害補償特約・地震・噴火・危険補償特約等)
個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)
役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)
海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリスク WorldRisk

AIG 損害保険株式会社

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>お問合せ先
盛岡支店

〒020-0025 盛岡市本町通3-18-45 AIG盛岡ビル7F

TEL 019-651-0584 FAX 019-625-3406

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。

(22-073003)

謹賀新年

今年も法人会の

福利厚生制度の普及を通じて

会員企業の役員・従業員と

そのご家族の皆様

安心をお届けしてまいります

本年も何卒よろしく

お願い申し上げます

令和七年



〈引受保険会社〉 **アフラック** 盛岡支社

〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス15F

法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。
これまでも、これからも企業の
繁栄をサポートしつづける
経営者大型総合保障制度です。

DJIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社 盛岡営業部 岩手南営業所/
岩手県奥州市水沢大町153番地(千田善ビル2F)
TEL 0197-23-5619

AIG AIG損害保険株式会社

盛岡支店/
岩手県盛岡市本町通3-18-45 (AIG盛岡ビル7F)
TEL 019-651-0584